

源泉所得税

(6) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分		源泉分離(選択)課税適用分			合 計	
	人員	支払金額	源 泉 徴 収 税 額	人員	支払金額	人員	支払金額	源 泉 徴 収 税 額	支払金額	源 泉 徴 収 税 額
	人	千円	千円	人	千円	人	千円	千円	千円	千円
利益又は利息の配当、 剰余金の分配、 基金利息の分配、 特定証券投資法人の 投資口の配当等	996,509	45,252,705	9,050,541	1,433	1,383,203	4,738	429,377	150,282	47,065,285	9,200,823
公募・私募証券投資 信託の収益の分配及び 特定株式投資信託の 収益の分配	-	-	-	-	-	-	537	80	537	80
計	-	45,252,705	9,050,541	-	1,383,203	-	429,914	150,362	47,065,822	9,200,903

調査対象等： 平成13年分の配当所得の源泉所得税について、平成14年4月30日までに配当等の支払者から提出された「法定資料の合計表（配当等の支払調書）」及び平成13年2月から平成14年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

- (注) 1 この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。
 2 「非課税分」は、所得税法第11条《公共法人等及び公益信託に係る非課税》に規定する非課税分である。
 3 「一般課税分」の「支払金額」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。
 なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。